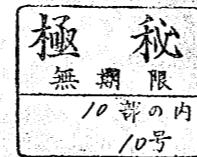


# 琉球大学学術リポジトリ

## 外資系企業等の取扱い（対米折衝）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米商工会議所, 愛知・マイヤー, 東郷・スナイダー, 在沖縄外国系企業, 企業諮詢グループ (BAG), 大河原・スナイダー, 吉野・スナイダー, 吉野・井川・スナイダー, 沖縄返還, 擬問擬答, BAG会合, スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427</a>

江戸城古跡ノタリ会議



### 沖縄返還問題

(吉野局長・スナイダー公使会談)

昭和46.5.31

アメリカ局北米第一課

5月31日行なわれた本件会談の概要次のとおり。（当方：井川条約局長、橋米局参事官、中島条約課長、以下米北1、米保、条条事務官、先方：シュミツ法務官、ペーカー書記官同席）

### 1. パックナー記念碑問題

(1) 会談に先立つて米側より提示のあつた別添

愛知外務大臣の発言案 / *para* の suitable arrangements に関する、当方より、かかる arrangements の内容として南方同胞援護会をして土地の買取り、維持、管理等必要な措置を行なわしめることを考慮中なる旨説明。

(2) 当方より、2条との関連で、記念碑の所有権の所在につき確認したのに対し、スナイダー公使は、土地は勿論、記念碑自体も米国の property ではないと了解していただいて差支えなく、従つて2条との関連を考慮する要はない旨述べた。

### 2. P-3 問題

当方より、P-3 と VOA とをパッケージにするとのわが方案に対する米側の感触いかんと質したのに対し、スナイダー公使は、本国より未だなんらの回答に接しあらず、いつ回答があるか予測もしえないが、本件については、本日すでに行なわれたと承知している柏木・ジューリックの話合いの結果いかんであり、場合によつてはパリにおける愛知大臣・ロジャーズ長官会談まで持ち越しといふこともありうる旨述べたので、当方より、愛知大臣出発前に promising indication をえたい旨強く述べたところ、先方は努力方約した。

### 3. 極東放送問題

先方より、米側は 2 周波割当を強く望むものであり、(1) 1 周波数で 2 カ国語による放送、(2) 2 周波数を認める場合、うち 1 波は暫定期間 5 年内に限り認められる、との日本側提示のオルターナティブに対する極東放送側の反応は

unhappy ということであり、(1)は acceptable であるが、(1)は全く unacceptable であるとの感触だつた旨披露、なお、N H K はいずれ O H K の使用周波数を引継ぐことになるのであるから、その分 1 波を極東放送に割当てられないかと提案。当方より、O H K は現在 T V のみなので、N H K は新たに 2 波を必要とするものであり、軍の 2 波、特に 5 月中旬開始の 1 波の問題もあるので、これをやめれば兎も角として、郵政省の態度も固く、本件は困難な問題なる旨指摘。

#### 4. 航空問題

(1) 先方は、5 年の暫定期間終了時に協議するとのわが方案に難色を示し、米側は沖縄の路線権は無期限なものと考えるところ、日本側は 5 年の暫定期間終了と同時に米側の路線権を terminate させる意向にあらざるやと述べたので、当方より、現在米側企業が那覇に就航していることは事実であり、また日本側は 5 年後に terminate するとはいつておらぬ旨應酬。

(2) 先方は、暫定期間終了時の協議は路線権に関するものではなく、単に沖縄の路線の利益が協定路線に charge さるべきか否かに関するものであると了解してよいかと述べ、附表の注(案)として、暫定期間終了時に "if U.S. chooses to retain the rights, then discuss charges."

との趣旨を明らかにしてはいかんと述べた。  
貴社に対し当方より、現行協定で認められる以上の権利は認められず、提案済の案文以上の譲歩は困難なる旨コメントし、先方はいづれにしても今夜にももう一度トレザイスと話してみる旨述べ、結局結論をえなかつた。  
(注: この点 6 月 1 日にもランデ参事官と米側の考え方をさらに打診することとしたい。)

#### 5. 資産引継ぎ問題

当方より、~~×~~ 条付属のリスト記載るべき property を至急に identify したい旨述べたところ、シュミツは、明 6 月 1 日にはリスト・アップして提示しうる旨回答。

## 6. 防衛交渉関係

- (1) 先方より、防衛問題に関する合意案には協定署名時に防衛交渉当事者間でイニシアルすることと結構だが、その際これを公表することとした旨述べ、当方より、本件合意案は実質的に固るのはイニシアルによるが、正式には安保協議委で採択される時であり、イニシアルの段階で公表した前例はない、本件はできるだけconfidentially (C)取り進めることとし、安保協議委終了後合意案のgist を公表することがしかるべき旨応答。
- (2) これに対し先方は、対議会の考慮もあり、協定署名時 (C)gist なりとも公表できないか（当方より、協定署名が6月中旬になつたので、7月早々安保協議委を開催すればその間僅か2週間なる旨指摘したのに対し、スナイダーは、自分の経験上米国においては上記にてtoo late なる旨反論。）、あるいはイニシアル済みの合意案を7月初めの安保協議委の席上採択さるべきものなることを明示の上公

表しえないかと述べたが、当方より、上記が困難なる所以を示し、本件については引き続き協議すべきこととなつた。

## 7. 復帰目標日

スナイダーより、米側としてたとえば4月1日といわれても、復帰目標日などを今考えている者は誰もいない。今後なにが起るか分らない（cannot foresee all circumstances）ので（米側の立場からいえば、7月1日というのがlogical であり、特に軍関係筋には日本側でも復帰を72年7月1日と想定しているものが多い。）、現時点では上記を確定することは困難と思う旨述べた。

## 8. 外資問題に関する大臣書簡案

当方より、大臣出発前の6月5日までに本書簡の署名を了したいところであつたが、この際は協定署名時でも構わないではないかという旨が大臣の考え方であるところ、米側の感触いかんと述べたに対し、先方は、本書簡案について



は本国のクリアランスをうる必要もあるので、  
上記にて差支えない旨述べた。

May 28, 1971

Proposed statement for the record  
by Foreign Minister Aichi  
concerning memorials

The GOJ appreciates the emotional significance of the Buckner Memorial to The United States. Although the memorial will no longer be maintained by U.S. Forces after reversion, the GOJ intends to make suitable arrangements for its preservation and maintenance after reversion.

I understand that the American Legion Okinawa Post is caring for the Ernie Pyle Memorial. You can be assured that the GOJ will facilitate the American legion post's continuation of its arrangements.

The GOJ shares with the U.S. recognition the deep historical significance of The Naha International Cemetery in terms of U.S.-Japan relations. As you know, Naha International Cemetery has been in existence for over 100 years and the GOJ wishes to see it preserved in its traditional sense.